

診療記録等の開示について

当院では、厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、《説明と同意に基づく医療》を推進しており、積極的に『診療情報の提供』を行っております。

- 診療情報の提供とは、診療の過程で得られた患者様の身体状況、病状、診断、治療等についての情報を提供することを言います。
- 診療記録等の開示とは、診療情報の提供の1つで、患者さま等からの申請に基づき、口頭による説明・説明書の交付・複写の交付を行うことです。

診療記録等の開示に関しましては、患者さまの大切な『個人情報』を取り扱うことから、下記のとおり厳格な規程が設けられており、慎重な取り扱いをしておりますことをご理解ください。

1. 開示の内容

診療記載記録、看護記録、手術・麻酔記録、検査記録・検査結果表、画像情報(エックス線写真等)の諸記録及びこれらに含まれる情報が提供の内容となります。

2. 開示可能な期間

診療記録等は、法定保存期間が5年間であるため、当該期間内のものについて提供します。ただし、当該期間以前から当該疾病を継続治療している場合は、その疾病の初診日からとなります。

3. 開示請求者

厚生労働省の指針と患者さまのプライバシー保護という原則により、開示対象者は、『患者様本人』並びに『患者様ご本人が指名したご親族又はこれに準ずる方』としており、具体的には下記に掲げる方に限られます。また対象者であることを証明するため、右に掲げた書類が必要となります。

① 患者様ご本人	⇒ 健康保険証又は運転免許証又は旅券
② 患者様の法定代理人 (ただし、15歳以上の未成年者については法定代理人の請求は認められない)	⇒ 戸籍謄本等資格を証明する書類
③ 患者様から代理権を与えられたご親族又はこれに準ずる方	⇒ 委任状及び印鑑証明書
④ 診療契約に関する代理権が付与している任意後見人	⇒ 公正証書
⑤ 現実に患者様の世話をしているご親族又はこれに準ずる方	⇒ 住民票又は扶養証明書

※ 法定代理人:未成年者の場合は民法に規定する親権者、未成年後見人・成年被後見人の場合は民法に規定する成年後見人、被保佐人の場合は民法に規定する保佐人をいう。

※ 親 族:民法に規定されている6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

※ 準 ず る 方:生計を同じくしていた方、特別縁故者

◎ 患者様ご本人が死亡された場合の特例

診療記録等の開示は、原則として患者様ご本人に対して行うものですが、患者様が不幸にも入院中に急逝された場合など、生前にご本人が意思表示できなかつた場合で、ご遺族からの開示申請があつた場合は、ご遺族との信頼関係確保の観点から、主治医が必要と認めた場合は、開示を行うこととなります。

ご遺族とは、法定相続人(配偶者・子・父母及びこれに準ずる方)のことをいいます。

(戸籍謄本等資格を証明する書類が必要)

4. 開示の方法

開示請求者(申立人)は、所定の開示申請書に希望する診療記録の種類及び開示方法を明記して病院長に開示請求します。

併せて開示請求者であることの証明として、必要書類を提示していただきます。

開示の可否については、病院より20日以内に開示回答書により開示請求者に通知いたします。

5. 開示できない場合

診療記録等の開示については、次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じられないことがありますので、予めご承知おきください。

なお、下記の事由により開示の一部又は全部を拒む場合の相談窓口として、神奈川県医療安全相談センターや横浜市医療安全相談窓口がありますので、ご相談ください。

- ① 開示請求者に、診療情報の提供を求め得る資格がないと判断されたとき
- ② 診療情報の提供が、患者様ご本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
- ③ 対象となる診療情報の提供が、患者様ご本人又は第三者の権利・利益を害するおそれがあるとき
- ④ 患者様以外の方からの請求の場合で、患者様ご本人が開示を希望しない場合、又は開示することが患者様やその家族等に社会的不利益をもたらす可能性が考えられるとき
- ⑤ 診療情報の提供を不相当とする相当な理由があるとき

6. 開示に伴う費用

診療記録等の開示を希望された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に準じて、以下の手数料を請求させていただきます。

◎ 開示請求手数料(消費税別)

◆ 口頭による説明(30分)		7,000円	
◆ 説明書の交付		5,000円	
◆ 複写の交付	}	基本手数料	5,000円
		書類等	1枚 10円
		画像情報(CD)	1枚 1,000円

7. 開示に関する窓口

横浜南共済病院 診療情報管理科

◇ 電話番号:045-782-2101 内線1458

◇ 受付時間:月~金曜日 8:30~17:00

平成27年11月1日

病院長